

農業における法人化

自己紹介

森 剛一(もり たけかず)

森税務会計事務所 所長(税理士)

公益社団法人 日本農業法人協会 顧問税理士

全国農業協同組合中央会 顧問税理士

一般社団法人 全国農業経営コンサルタント協会 会長

アグリビジネス・ソリューションズ(株) 代表取締役

1985年 慶應義塾大学経済学部卒、全国農協中央会(JA全中)入会

農畜産部で農畜産物価格対策・生産費調査、営農生活部で農地保有合理化事業など農用地利用調整・農業労災などを担当

1991年6月 JA全中退会

1993年5月 全国農業経営コンサルタント協議会発足とともに事務局長就任

1995年1月 税理士事務所開業

2001年2月 農林水産省「食料・農業・農村政策審議会」専門委員(2005年まで)

2003年12月 アグリビジネス・ソリューションズ(株)を設立

2015年6月 一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会 会長就任

現在 農業経営コンサルタント、税理士として活動中

本講義のねらい

- **個人と法人の違いを理解する**
 - **法人化によって経営の継続性を確保**
 - **法人化することで経営資源を集積**
 - **法人になることで税負担を軽減**
- **法人化における留意点**
 - **事業用資産の引継ぎ**
 - **補助対象財産の処分**
- **様々な法人化の形を理解する**
 - **家族経営・数戸共同・集落営農の法人化**
 - **法人形態の選択**

農業における法人化のポイント

● 農業における個人と法人との違い

法人化によって、法人名義での取引や契約の締結ができ、対外的信用力の向上や人材確保で有利になる。また、農地の所有権などの権利の取得や出資・融資などの資金調達ができるなど経営資源の集積の面でも有利になる。また、法人になることで税負担も軽減される。一方、社会保険料の負担や経理・申告業務の費用負担が生じる。

● 法人化における留意点

事業用資産を個人から法人へ引き継ぐ必要があり、その内容や方法により様々な税務処理が必要となる。また、補助対象財産の法人への譲渡について、経営に同一性・継続性が認められる場合は、国庫納付を要しない。さらに、農地所有適格法人の要件などを満たした定款の作成も必要。

● 様々な法人化の形を理解する

法人形態も会社法人だけではなく、農事組合法人や一般社団法人などの様々な選択肢がある。経営の目的に合った法人形態を選択することが重要

個人と法人の違いを理解する

個人と法人の違い①

(1) 法人化によって経営の継続性を確保

法人名義で取引や契約の締結を行うことができ、代表者が変わっても安定的に運営することが可能に

その結果、**対外的信用力の向上**や**人材確保で有利**に

(2) 従事者の福利厚生面の充実

社会保険、労働保険の適用による**従事者の福利の増進**

一方で**社会保険料の負担増に留意**が必要

(3) 経営管理能力・対外信用力の向上

法人化により**家計と経営の分離**が明確に

財務諸表(貸借対照表)の作成義務化により**金融機関や取引先からの信用が増加**

一方で**経理・申告事務の費用の負担増に留意**が必要

(4) 経営継承の円滑化

構成員、従業員の中から意欲ある**有能な後継者**を確保することが可能

個人と法人の違い②

(5) 法人化することで経営資源を集積

人材の確保だけでなく、**農地の所有権・利用権などの権利を取得したり、出資の形で資金を調達したり**することができるなど**経営資源の集積の面で有利に**

(6) 農地中間管理機構による農地集積

集落営農組織など地域営農では、法人化を通じて**農地中間管理機構を通じた利用権設定による農地の面的集積が可能に**

集落営農法人への面的集積によって地域集積協力金など機構集積協力金の活用

(7) 法人化による資金調達の拡大・多様化

法人化で**制度融資の融資限度額が拡大**、たとえば農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の貸付限度額は個人の3億円(複数部門経営は6億円)から法人の10億円(民間金融機関から協調融資がおこなわれる場合は最大30億円)に

アグリビジネス投資育成(株)など**農業法人投資育成事業(ファンド)から出資を受けることが可能に**

個人と法人の違い③

(8) 法人になることで税負担を軽減

法人化によって内部留保や代表者個人の税負担が軽減される

➤ 経営の内部留保に対する課税の軽減

個人事業やその共同事業(任意組合)では、内部留保に対して所得税が累進課税(課税所得900万円超の場合、住民税を合わせた実効税率4割)

法人経営では、**実効税率**(2割強、年所得800万円超で3割強)が**低くなり**、**内部留保が容易に**

➤ 給与所得控除による代表者の税負担の軽減

役員報酬は、法人税において原則損金算入でき、**役員が受け取った報酬は**当該役員の所得税において**給与所得控除**の対象

➤ 欠損金の繰越控除が拡大

個人は3年間の純損失の繰越控除が、**法人の欠損金は10年間**(平成30年3月以前に開始する事業年度においては9年)**に繰越期間が拡大**

法人化における留意点

法人化における留意点①

(1) 事業用資産の引継ぎ

棚卸資産、農機具等(=動産)は法人へ**有償譲渡(※)**が原則

※無償譲渡、低額譲渡の場合のみなし譲渡所得課税等に注意

建物・構築物、土地(=不動産)は法人へ**有償貸付**が原則

補助金を活用して取得した財産の引継ぎは、補助金返還(国庫納付)に注意

➤ **棚卸資産が多額の場合(畜産など)の消費税還付**

法人への棚卸資産の譲渡に伴い、個人における消費税納税が多額になるため、その分、法人が課税事業者(※)となって**棚卸資産の譲受けに係る消費税を還付**

※課税事業者となるためには、**資本金1千万円以上**で設立又は**消費税課税事業者選択届出書**を第1期に提出する必要

➤ **みなし譲渡所得課税[個人]・資産受贈益課税[法人]**

法人に対して**時価の2分の1未満の価額で譲渡(低額譲渡)**したときは、**時価で譲渡したものとして譲渡した個人に譲渡所得が課税**される

また、時価を下回る金額で資産の譲渡を受けた法人には、**時価と譲渡対価との差額**に対し**資産受贈益**として法人税が課税される

法人化における留意点②

(参考) 補助対象財産の財産処分の承認基準(抄)

処分区分		承認条件	備考
譲渡	有償	国庫納付(ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象産の利用状況を報告すること)	補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された 法人へ譲渡 し、経営に 同一性・継続性 が認められる場合は、 国庫納付を要しない 。この場合において、当該補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継すること。
	無償	同上	補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。
貸付け	長期間(1年以上)の貸付け	同上	補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された 法人へ長期間貸付け し、経営に 同一性・継続性 が認められる場合は、 国庫納付を要しない 。この場合において、貸付けを受けた法人に、当該補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件に従って使用させること。

法人化における留意点③

(2) 定款作成における留意点

株式会社の場合、**農地所有適格法人の要件**を満たすよう定款を作成

農事組合法人の場合、**実際に行う事業(1号事業・2号事業)**に即した定款を作成

➤ 株式会社の場合

- **株式の譲渡制限**の規定を盛り込む
- 主たる事業が**農業・農業関連事業**となるよう定款の**目的**を設定する
- 取締役の過半の者が法人の**農業・関連事業**に原則年間150日以上従事する株主となるよう、**取締役は基本的には株主から選任**する

➤ 農事組合法人の場合

- 農水省が示す農事組合法人定款例を基本として定款を作成
- ただし、**共同利用施設の設置(1号事業)**を行わない場合、定款例の**第6条(事業)第1号と第7条(員外利用)**を削除、**第14条(除名)**と**第38条(利益準備金)**、**第40条(配当)**の規定を必要に応じて**修正**
- 旧制度の**農業者年金**の受給者が組合員になると**経営移譲年金**が支給停止になるので**注意**

様々な法人化の形を理解する

農業における法人化 様々な法人化①

- 農業の法人化の種類

農業経営には、家族経営、数戸共同、集落営農などがあり、法人化方法も異なる。法人形態も会社法人だけでなく農事組合法人や一般社団法人など様々な選択肢

- 家族経営・数戸共同の法人化

家族経営・数戸共同では、株式会社が基本。合同会社は、設立費用や運営費用(※)が安い半面、費用負担を避ける印象から信用力に欠ける

※ 役員任期に制限がなく、役員変更がない限り、登記不要

農事組合法人は、数戸共同の場合、一人一票制が迅速な意思決定の妨げに

- 集落営農・地域営農の法人化

集落営農では、従事分量配当制による農事組合法人が一般的

従事分量配当だと赤字になる心配がなく、課税仕入れとして消費税の負担軽減(※)が図られる

地域営農の法人化の場合は、農業生産(2階)を株式会社で、地域資源管理(1階)を一般社団法人で役割分担する2階建て方式も

※ 消費税インボイス制度の導入後、免税事業者への支払分は仕入税額控除が段階的に不可になるため留意

農業における法人化 様々な法人化②

● 農業の法人形態

	会社法人	農事組合法人	一般社団法人 (非営利型法人の場合)
資本金	あり(1円以上)	あり(3円以上)	なし(基金制度あり)
事業の制限	制限なし(農地所有 適格法人の場合は 農業・農業関連事業 が売上高の過半)	農業経営(2号)法人 の場合農業・農業関 連事業に限定	制限なし(ただし、収益事 業(34業種)を営む場合 は申告義務)
法人課税	全所得課税(普通法 人、年所得800万円 超の法人税率 23.2%)	全所得課税(協同合 等、年所得800万円 超の法人税率19%)	収益事業課税 ※農業や交付金による活 動は収益事業に非該当
定款認証	株式会社は要 合同会社は不要	不要	要
組織変更	会社法人((株)、(同)) の中での変更のみ可	株式会社、一般社団 法人に変更可	株式会社、農事組合法 人への変更不可

農業における法人化 法人化の事例

- 集落営農法人化の2つの手法

(例1) 集落営農の連合で機械施設の共同利用を目的とした**広域農業法人**を設立

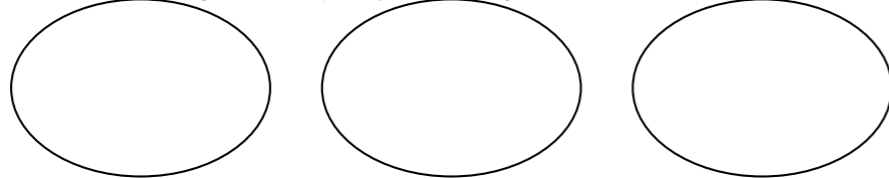
→ 広域対応で担い手確保、大型機械の設備投資を2階の広域農業法人に集中することで効率化を図ることが可能に

(例2) **集落**を範囲とした法人は、地域資源管理のための法人として**一般社団法人**(法人税非課税)を設立する方法も

→ 地域資源管理法人が、農地・水路・農道等を管理する地域活動を担当

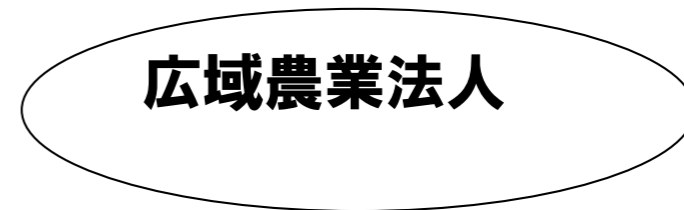
① 集落ごとの法人化

集落営農法人 (= 農地所有適格法人)

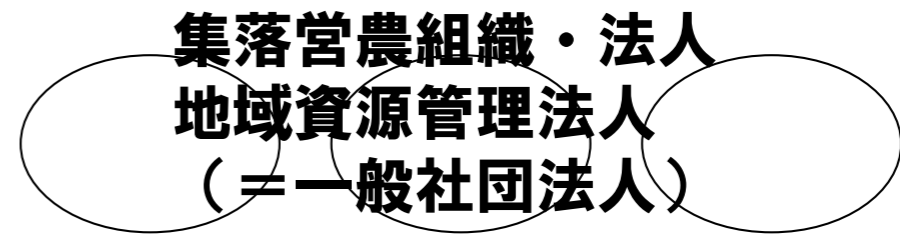


② 広域対応の法人化

広域農業法人



集落営農組織・法人
地域資源管理法人
(= 一般社団法人)



まとめ

- ◆法人化によって**人材確保**や**内部留保**が**有利**に
- ◆法人への**事業用資産**の**引継ぎ**における**課税**や**補助金返還**に**留意**
- ◆経営の目的に合った**法人形態**を選択することが**重要**

当講義映像、及び資料に関するご注意

- **本画面に記載されている情報の著作権は、農林水産省に帰属します。**
- **当画面における無断複製、転載、転送、販売、出版、配布等は社内用、社外用を問わずいかなる場合においても禁止されており、著作権法等の罰則対象となります。**
- **当画面情報は信頼できる情報や各種データに基づいて作成しておりますが、その正確性について担当講師ならびに農林水産省が保証するものではありません。**
- **担当講師ならびに農林水産省は本情報に基づいて被ったいかなる損失・損害等についても一切の責任を負いません。**